

## 2 第一表の収入金額等と所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(□□に「29」と書き)、空白部分(「確定」と書き)を書きます。
- 住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください)を書きます。
- 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を○で囲みます)を書きます。

## 3 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

## 4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 所得から差し引かれる金額は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから18ページで計算できます。

申告書B第一表

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 K市××町4-23-12

氏名 札幌 三郎

収入金額等 所得金額

給与所得 12000000

所得金額 9800000

所得から差し引かれる金額

扶養控除 3150000

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

K市××町4-23-12

株式会社 サッポロ サブロウ

札幌 三郎

給料・賞与 12,000,000

給与所得控除 9,800,000

所得金額 2,200,000

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

### 23 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がある場合に、一定の金額が控除されます。

この事例では、控除対象扶養親族の方が特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の方)に該当し、その控除額は一人63万円となります(8ページ参照)。

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」を受けるために必要な書類については、44ページを参照してください。

## 5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 K市××町4-23-12

氏名 札幌 三郎

収入金額 所得金額

長期譲渡所得 25000000

短期譲渡所得 15359050

所得金額 15359050

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

譲渡した資産に関する明細

資産の所在地番	面積	譲渡先	譲渡した年月日	譲渡した資産取得した時期	譲渡価額	取得価額	償却費相当額	費用差引	譲渡に要した費用	居住用財産の譲渡損失の金額
○市△×町3-6-28-201	75.01㎡	自己の居住用	H23年8月	23年8月5日	25,000,000円	40,750,000円	1,275,750円	39,474,250円	884,800円	△15,359,050円
○市△×町3-6-31	857.2000㎡	自己の居住用	H29年5月	29年5月	25,000,000円	15,750,000円	1,275,750円	14,474,250円	884,800円	△15,359,050円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

### 譲渡損失の書き方

譲渡損失の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

イ 総合譲渡所得(金地金などの売却)や一時所得のない場合で、第一表の所得金額「①事業(営業等)」欄から「⑦雑」欄までの金額の合計が黒字の場合には、そのまま譲渡損失の金額の前に△を付して書いてください。

ロ イ以外の場合には記載手順が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

「区分」を書きます。

この事例では、「長期・一般」となります(9、43ページ参照)。

この事例の場合は給与所得の金額(9,800,000円)から「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の③欄(22ページ参照)の金額を差し引き、その差し引き後の金額を書いてください。

「給与所得」 「③欄の金額」  
9,800,000円 - 15,359,050円  
= △5,559,050円

この事例のように、控除しきれない譲渡損失の金額がある場合には、控除後の金額の前に△を付して書いてください。

なお、このケースの場合は、第一表の所得金額「⑨合計」欄の金額と異なる金額を記載することになります。

事例3

事例3

